

## 都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否			
		宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代) 会議・会合等の開催に 伴う飲食経費 飲食を伴う会合等に 参加するための会費 その他	主な内容・制限	
	北海道	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊の有無に関わらず、往復100km以上の行程の場合、1日あたり3,300円まで食事等に充当可能。</li> <li>・ 政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は以下の範囲内で充当可能 (会議等における昼食は1,500円、夕食は3,000円) (会合に係る飲食は10,000円)</li> <li>・ 飲食・会食を主目的とする場合やバー、クラブなど不適切な場所での飲食費は不可</li> </ul>
		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食・会食を主目的とする場合は不可</li> </ul>
—		—	—	
—		—	—	
青森県	×	—	—	
	×	—	—	
	×	—	—	
	×	—	—	
岩手県	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会通念上許容される範囲の金額と内容である限りにおいて政務活動費の充当が可能。</li> <li>・ 政務活動としての会議との一体性・関連性があれば充当可能。ただし、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とする。また、バーやクラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食経費については認めていない。</li> <li>・ 会合の一部に政務活動が伴うものであっても、飲食・会食を主目的とする各種会合への出席費用の充当は認めていない。例として、地域の祝賀会、新年会、忘年会などが考えられる。</li> </ul>	
	○	○	—	
	×	×	—	
	—	—	—	
秋田県	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公費旅費の取扱いに準じて、宿泊施設内での夕食代及び朝食代、宿泊料を宿泊費として認めている。</li> <li>・ マニュアルに特段の規定はないが、宿泊施設以外での食事代を宿泊費に含めることは認めていない。</li> <li>・ 宿泊費は、地域により上限額を設定している。</li> <li>・ マニュアルで、自己主催の会議において、選挙区内の者への飲食の提供は、公選法で禁止されている「寄付」にあたるので留意することとしている。</li> <li>・ 選挙区以外では、自己開催の会議等における飲食経費の取扱いを特段規定していないので、「会費」の取扱いや社会通念上からの判断となる。(ここ数年は実際の充当事例はない。)</li> <li>・ 会議や研修会等と一体性・連続性のある懇談会費は、1回1万円を限度として認めている。</li> <li>・ 一体性、連続性を説明するため、収支報告書に開催通知等の写しの添付を求めているが、最終的な判断は議員責任となる。</li> </ul>	
	×	×	—	
	○	○	—	
	—	—	—	

## 都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当可否			
		宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代) 会議・会合等の開催に 伴う飲食経費 飲食を伴う会合等に 参加するための会費 その他	主な内容・制限	
	宮城県	○		・ 宿泊費(室使用料、朝・夕食代)として実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。 なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。
		○		公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲内のものであることを前提とした上で、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との一体性がある場合に充当できる。
○			・ 政務活動として開催される昼食会等の経費(意見交換会、識者を囲んでの研修会等で会派又は議員が開催するものに限る。) ・ 飲食を主たる目的とした会合の会費や会派や議員間の懇談会等への会費へ充当することは禁止 ・ 政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する(連続する)懇談会で会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は原則充当できない(条件を満たせば充当可能)。 ・ 会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。	
—			—	
山形県	×		—	
	×		—	
	○		・ 次に掲げる経費の場合、自己負担分(会費等)を支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。 【調査研究費】 調査研究を目的として出席した会議との一体性・関連性があり、かつ、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合 【研修費】 政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合 【会議費】 団体等から議員として会議や会合等に出席要請があり、かつ、その会議や会合等を開催する目的が政務活動に適用されるものである場合	
	—		—	
福島県	○		・ 社会通念上許容される範囲	
	○		・ 酒食を伴う場合は充当できない。ただし、会議とこれに引き続き懇談会等における会費が切り離せない場合は例外的に充当できる。	
	○		・ 同上	
	—		—	
東京都	○		・ 宿泊費の上限額(1泊当たり国内17,000円、海外29,000円)の範囲内で実費の支出が可能	
	○		・ 会議等と一体性のある飲食経費については支出可能(一人一回当たりの上限: 弁当代3,000円、飲食5,000円) ・ 懇親・親睦や飲食を主目的とする会合や、スナック・バーなど不適切な場所での会合等の場合は支出不可	
	○		・ 他団体が主催するもので、意見交換や情報収集等を目的とする会合等(新年会等でも条件を満たせば可) ・ 会費の上限額は10,000円(一人一回) ・ 意見交換を伴わない場合や懇親・飲食を主目的とする場合は支出不可	
	—		—	

都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否		
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主要内容・制限	
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費		
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費		
その他			
神奈川県	○	○	・政務活動に伴い国内で宿泊した場合における宿泊費(朝食代及び夕食代を含む。)への充当限度額は、特別な事由がない限り、1人当たり1夜につき16,500円とする。 【指針P12(1) 調査研究費 エ宿泊を伴う調査研究】他
		○	・各種会議の開催に伴う飲食費については、当該飲食が各種会議と一体性・必然性があり、場所、内容等が社会通念上妥当なものである場合に限り、充当できる。 ・充当限度額は、1人当たりの昼食代は1,500円程度、夕食代は3,000円程度とし、対象となる人数を支出伝票の備考欄に記載する。 【指針P21(6) 会議費 ア飲食費】他
		○	・会費等については、1回当たり1万円を充当限度額とする。 ・飲食を主たる目的として参加する会合や、政治資金パーティ、個人的な祝賀会等の会費等には充当できない。 【指針P16(3) 会合参加費 ウ会費等】他
		—	・飲食の提供が公職選挙法に規定する「寄附」に該当することがないように留意する。 ・会派単位及び他会派との会議に要する飲食費に充当することはできない。 ・不適切な場所(スナック、バー、クラブ、カラオケボックス等)における飲食費に充当することはできない。 【指針P8(2) 飲食費】他
千葉県	×	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
茨城県	○	○	・宿泊費の上限額(1泊当たり国内16,500円、海外29,000円)の範囲内で実費の支出が可能
		○	・視察・研修・講演会等と一体性のある飲食経費については支出可能(一人一回当たりの上限:弁当代3,000円、飲食5,000円) ・懇親・親睦や飲食を主目的とする会合や、スナック・バーなど不適切な場所での会合等の場合は支出不可
		○	・他団体が主催するもので、意見交換や情報収集等を目的とする会合等 ・会費の上限額は10,000円(一人一回) ・意見交換を伴わない場合や懇親・飲食を主目的とする場合は支出不可
		—	—
栃木県	○	○	・食卓料 定額3,000円(朝1,000円・夜2,000円)
		○	政務活動費の充当に適さない経費は次のとおり ・バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費 ・公職選挙法等の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食に要する経費 ・名目(例:県政報告会)の如何に関わらず、飲食・会食を主目的とする会合の経費
		○	・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費は不可
		—	—

都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当可否		
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主な内容・制限	
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費		
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費		
その他			
埼玉県	○	・それぞれ2,000円まで	
	○	・1,000円程度	
	○	・1人1回当たり10,000円を上限	
	—		—
群馬県	○	・充当対象は宿泊費のみで、食事代には充当できない。ただし、宿泊施設から提供される通常の朝食・夕食については、宿泊費に含めて充当可 ・県内14,900円、県外16,500円を上限として、実費を充当できる。	
	○	・会議等と一体性のある飲食等の経費については充当可(一人1回当たりの上限:弁当3,000円、飲食5,000円) ・懇親・親睦や飲食を主目的とする会合やスナック・バーなど不適切な場所での会合等に係る経費は充当不可	
	○	・各種団体が主催するもので、議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として参加する会合等の会費については充当可 ・経費は、社会通念上妥当な範囲とし、一人1回当たり10,000円を上限に充当可	
	—		—
山梨県	○	・宿泊料については公務旅行との均衡上、原則として14,800円(宿泊料及び朝・夕食代を含む) ・「調査研究費」で宿泊先が素泊まりで、朝・夕食を外でとるような場合や、「研修費」で主催者が負担金等として宿泊費のみを徴収するような場合の朝・夕食代分については、公務旅行との均衡上、朝食1,480円(宿泊料の10%)、夕食2,960円(同20%)を限度としている	
	○	・公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲であることを前提とし、そのうえで調査研究活動としての会議等との一体性がある場合に限り充当できる。ただし、食糧費が充当可能な場合であっても、議員が開催する会議で飲酒を伴う場合は、充当しないことが望ましい。	
	○	・会費への充当に際しては、会費の支出対象である当該団体等の活動内容や実態が、調査研究活動に適するものである必要がある。議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、実質的な意見交換が中心である場合に充当できる。研修会などに付随する懇談会であって、会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限り、懇談会費を充当できる。ただし、5,000円を限度とする。	
	—		—
長野県	○	・「食卓料」として定額3,000円(夕食代2,100円、朝食代900円)を充当することができる。	
	○	・会議等における食糧費に政務活動費を充当する場合にあっては、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との一体性がある場合に限り充当できるものとする。	
	×	・飲食を伴う会合の会費には、政務活動費を充当しない。	
	—		—

## 都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当可否			
		宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代) 会議・会合等の開催に 伴う飲食経費 飲食を伴う会合等に 参加するための会費 その他	主な内容・制限	
	新潟県	○		・ 宿泊代金に含まれる場合には、宿泊費として実費を充当する。ただし、社会通念上妥当と考えられる額とする。
		○		・ 会議等における食糧費の充当は、公職選挙法に抵触しないこと及び社会通念上妥当と考えられる範囲の額を前提として、食糧費の支出が会議等と一体性がある場合に限り認められる。
○			・ 飲食が主である会合や会派又は議員間の懇談会等の会費には充当できない。 ・ 意見交換を目的とした会合に付随する(連続した)懇談会等の会費については、社会通念上妥当と考えられる範囲の額を充当することができる。	
—			—	
愛知県	○		・ 宿泊費については、 <b>※朝食・夕食を含んだ実費</b> とし、上限は設けないが、支出内容については、社会通念上妥当な範囲内であることに留意する。 ※宿泊代と不可分の場合のみ充当可能。	
	○		・ 会議等に伴う会食等については、会議等と一体性・必然性を持つものに限るものとし、その限度額は1人1万円とする。	
	○		・ 議員のみで開催する会議等での食事代には、特段の事情がない限り充当できない。 ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に要する経費には充当できない。 ・ パー、クラブ、居酒屋など会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に要する経費には充当できない。	
	—		—	
三重県	×		—	
	×		—	
	×		—	
	×		—	
静岡県	○		・ 宿泊費の上限額(1泊当たり国内:16,500円、海外:特別職の職員等の給与等に関する条例に定める上限額)の範囲内で実費の支出が可能(ただし、食事付きの宿泊料の他に食事代を充当する事例はない)	
	○		・ 公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであることを前提とした上で、政務活動費としての会議等と一体性のある飲食経費については充当可能(一人一回当たりの上限:昼食弁当代1,500円、夜食弁当代3,000円、飲食5,000円) ・ 昼食(夜食)弁当代を提供する場合は、昼食(夜食)の時間帯を挟んで会議等を行う必要がある場合に限定。 ・ 懇親・親睦や飲食を主目的とする会合や、パー、クラブ、居酒屋など不適切な場所での会合等の場合は支出不可	
	○		・ 他団体が主催するもので、実質的な意見交換が中心である場合に充当可 ・ 活動概要書又は開催通知等の写しを添付 ・ 会費の上限額は5,000円(一人一回) ・ 忘年会・新年会と名のつく会合、親睦・飲食を主目的とする会合、意見交換を伴わない会合は支出不可	
	—		—	

都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否	
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主要内容・制限
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費	
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費	
その他		
岐阜県	○	・ 県旅費条例における宿泊料上限（甲地14,800円／泊、その他13,300円／泊）の範囲内で実費の支出が可能 ※甲地…東京都区内、名古屋市、大阪市等
	○	・ 「公職選挙法の制限に抵触しないこと」及び「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提としたうえで、政務活動との一体性・関連性が必要。 ・ 会議弁当3,000円、懇親会経費5,000円を上限とする。
	○	・ 政務活動との一体性・関連性が必要であり、かつ、会費の支出先となる団体の活動内容やその金額、参加者、実施形態、開催場所等が「公職選挙法の制限に抵触しないこと」及び「社会通念上妥当な範囲のものであること」が必要。 ・ 会議弁当3,000円、懇親会経費5,000円を上限とする。
	—	—
富山県	○	・ 宿泊料金については、原則として実費充当とし、国内にあっては、15,100円（一泊2食）を上限とする。 ・ 食事代については、会費、宿泊費、研修費に含まれる場合を除き、朝食1,000円、昼食1,500円、夕食2,000円の定額とする。
	○	・ 会派が行う研修会又は会議（共同開催を含む）における飲食費用については、政務活動費を充当する場合、議員の政務活動に資する研修会又は会議に伴う経費として社会通念上必要かつ相当な範囲に限るものとする。
	○	・ 懇談会等への出席に要する会費については、会派（議員）が所属していない団体等が主催する意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り、充当できるものとする。したがって、飲食を主たる目的とした各種会合、会派や議員間の懇談会等の会費へは、政務活動費を充当しないものとする。
	—	—
石川県	○	・ 宿泊料の内容：1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など ・ (国内の) 宿泊料は実費とし、費用弁償の額を上限とする。甲地 14,800円 乙地 13,300円 (甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市)(乙地 甲地以外の地域)
	○	・ 会派及び議員主催で、調査研究活動としての会議や研修会等と一体性・関連性があることが必要 ・ 実費で、一人当たり5,000円以内で、公職選挙法に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提 ・ 飲食店舗等における飲食は不可 ・ 主催者分（会派及び議員）の経費は不可
	○	・ 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動に適うものであることが基準になる。 ・ 会費は実費が充当できるが、飲食を伴う場合一人当たり5,000円以内 ・ 飲食・会食を主目的とする会合は不適當 ・ 国会議員・都道府県議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可
	—	—
福井県	○	・ 宿泊費の上限額の範囲内で、領収書による実費での支給が可能（甲地方 15,100円、乙地方13,600円）海外は旅費法の上限
	○	・ 講師、助言者への弁当代や政務活動として開催される会議等における朝食の経費 一人あたり 1,500円まで ・ 政務活動として開催される会議における夕食の経費 一人あたり 3,000円まで
	○	・ 意見交換を目的とした会議等に付随する懇談会費 10,000円まで
	—	—

## 都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否		
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主要内容・制限	
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費		
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費		
その他			
京都府	○	・ 宿泊料について、条例に定める額を上限に実費の範囲で認めることとしており、その範囲で、宿泊料に含まれる夕食代・朝食代は当該宿泊先又は当該宿泊先の施設内の店舗が発行した領収書により確認できるものを対象とする。	
	○	・ 会場費に茶、水、コーヒー、紅茶、ジュースに係る経費が含まれ不可分の場合は対象とする。 ※但し、会議の内容が明らかでないものは対象外	
	○	・ 会議等での講師、助言者等への弁当代、政務活動に資する会議等への参加会費が会議に引き続く飲食経費を含み不可分の場合等は、社会通念上の妥当性を超えない範囲（上限5,000円）で認める。※但し、次の会合等への出席に係る経費の支出は、対象外 (1) 飲食・会食を主目的とする各種会合への出席（例）新春互例会、歓迎レセプション、祝賀会等 (2) 議員が役員に就任している団体の理事会、役員会、総会等への出席	
	—		—
大阪府	×		—
	×		—
	○	・ 会合の場所、相手方、目的、内容・結果等を記載した活動記録簿の提出が必要。上限は5,000円まで。会合の場所によっては、開催案内等の提出が必要。（飲食を主目的とする各種会合については充当不可。）	
	—		—
兵庫県	×		—
	○	・ 食事を挟んで会議を行う必要がある等、やむを得ない場合であること。 ・ 他者分の食事代のみ 上限は、朝・昼食1,500円、夕食3,000円 【充当できない会議例】 ・ 親睦、飲食が主目的な会合、不適切な場所での会合 ・ 会派及び議員の政務活動に伴う食事代 ・ 公職選挙法に抵触する場合 等	
	○	・ 政務活動のために参加する研修会、講演会等で一体的に付随して提供される食事代が含まれた会費に限る 上限は、5,000円	
	—		—
奈良県	×		—
	—		—
	—		—
	—		—

都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否		主要内容・制限
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)		
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費		
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費		
その他			
和歌山県	○	・ 宿泊料金に含まれている場合は充当可であり、実費弁償が原則であるが、県職員の旅費条例に定める額を基準（甲地方14,800円、乙地方13,300円）とし、これを超えて充当する必要がある場合は、領収書にその理由を附記する。	
	○	・ 研修会、後援会等と一体的に付随する行為として提供される食事であって、かつ、食事代を区分して支払うことが可能な場合は、社会通念上相当と認められる範囲内で充当可。	
	○	・ 飲食・会食を主目的とする各種会合への出席に要する経費は充当不可	
	—		—
滋賀県	○	・ 通常の宿泊費に含まれる朝食代は可	
	×	・ 原則不可	
	×	・ 会合参加費は可。ただし飲食代の計上は不可	
	—		—
広島県	○	・ ただし、宿泊に付随する場合のみ。(実費を原則とする。ただし、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」に規定する公務旅行の宿泊料を参考に、調査研究等活動上の必要性及び社会通念に照らして妥当な範囲で計上)	
	○	・ 社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、会議、協議などに付随する食事、その他明確な政務活動目的に基づく会合における食事等、その目的・内容と、飲食の場所・内容・金額等が政務活動に伴うものとして適切なものであることが必要	
	○	・ 同上	
	—		—
岡山県	×		—
	○	・ 意見交換会目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額、参加者、実施形態、開催場所等が社会通念上相当な範囲のものである限り、充当することができる。上限額は五千円とする。	
	○	・ 意見交換会目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額、参加者、実施形態、開催場所等が社会通念上相当な範囲のものである限り、充当することができる。上限額は五千円とする。	
	—		—



都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否		
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主な内容・制限	
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費		
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費		
その他			
鳥取県	○	×	—
	○	×	—
	○	○	・ 県政に関する政務活動のために出席する懇談会等の経費で、その費用が会議等の主催者によって事前に定められている場合を除き、5,000円を上限とする。 ただし、飲食・会食を主目的とする各種会合又は、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費は除く。
	○	—	—
島根県	○	○	・ 飲酒代、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫等の使用に伴う経費は充当不可
	○	○	・ 後援会等が主催する場合は充当不可
	○	○	・ 飲食を主目的とする会合等の場合は充当不可
	○	—	—
山口県	○	○	・ 宿泊費については、費用弁償条例に定められた金額を上限とする。 ・ 宿泊費には、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費が含まれる。
	○	×	—
	○	×	—
	○	—	—
香川県	○	×	・ 領収書により宿泊料と食事代を区分できない場合、全額宿泊料への充当を認めている。
	○	○	・ 社会通念上の妥当性を超えた飲食に充当することは適さない。
	○	○	・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に充当することは適さない。
	○	—	—

都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否	
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主要内容・制限
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費	
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費	
その他		
徳島県	○	・ 宿泊費については、実費弁償を原則とするが、公務出張に準じた以下の金額の範囲内とする。 ・ 国内宿泊料 1夜 甲地方 14,800円 乙地方 13,300円 ・ 海外宿泊料 1夜 原則 25,700円
	○	・ 政務活動に資する実質的な意見交換を主目的とした会合に付随又は連続して行われる懇談会であれば認める。ただし、酒類が提供される場合は除く。
	○	・ 政務活動に資する実質的な意見交換を主目的とした会合に付随又は連続して行われる懇談会であれば認める。ただし、酒類が提供される場合は除く。
	—	—
高知県	○	・ 県の旅費規定に基づく宿泊諸費（夕食代及び朝食代に相当するもの、宿泊地の区分に応じた定額）を充当
	×	—
	×	—
	—	—
愛媛県	○	・ 宿泊費の上限額（1泊当たり甲地方14,800円、乙地方13,800円）の範囲内で食事付きの場合
	○	・ 議員が主催する政務活動として開催する昼（朝）食会等の経費
	○	・ 議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当可能であり、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費、会派や議員間の懇談会等の会費へは充当できない。（一回当たりの限度額は1万円）
	—	—
福岡県	○	・ 実費を充当
	○	会議等との一体性のある場合に限って充当可能（ただし、飲酒を伴う場合は充当不可。）。 ・ 外部関係者との昼食会等の場合は、議員本人分のみを対象とし、1人当たり2,000円を上限として充当できる。 ・ 会派における会議の際の昼食代等については、1人当たり1,000円を上限として充当できる。
	○	・ 他団体が開催する研修会、講演会等に参加する際に必要な会費等で飲食を伴う場合、1人当たり2,000円を上限として充当できる。ただし、飲酒を伴う場合は充当不可。
	—	—

## 都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否	
	宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主要内容・制限
	会議・会合等の開催に 伴う飲食経費	
	飲食を伴う会合等に 参加するための会費	
その他		
大分県	○	・ 宿泊費の上限額（1泊当たり13,700円）の範囲内で実費の支出が可能
	○	・ 会派が開催する会合の場合 ◎ 会合と一体性・連続性のある場合の食事、お茶等に限定して充当可能。飲酒を伴う場合はその全額において充当不可。（上限額：参加者1名当たり3,000円）
	×	・ 他団体が開催する会合で飲食を伴うものに、会派所属議員及び政務活動費補助職員が参加する場合 ◎ 調査研究や実質的な意見交換等を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会については充当可能。（上限額：食糧費部分について1名当たり5,000円）
	—	—
佐賀県	○	・ 宿泊費の上限額（1泊当たり甲地：14,800円、乙地13,300円）の範囲内で朝食代のみ実費の支出が可能 ※甲地：東京（特別区）及び横浜、川崎、横須賀、さいたま、千葉、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、広島、福岡の各市 乙地：甲地以外
	○	・ 会議等と一体性・連続性のある飲食経費（懇親会費）については支出可能（一人一回当たりの上限：5,000円）
	×	・ 会議等と一体性・連続性が無く、懇親・飲食を主目的とする場合は支出不可
	—	—
長崎県	○	・ 宿泊費の上限額（1泊当たり国内甲地方14,800円、乙地方13,300円、海外指定都市25,700円～丙地方15,500円）の範囲内で実費の支出が可能
	○	・ 会議等と一体性を有しており、また、親睦のために開催されたものでなければ、5,000円を限度として充当することができる ・ 飲食、会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費は支出不可
	○	・ 社会通念上親睦のために開催されるものであっても、公的団体の主催で昼間に開催されるものについては、5,000円を限度として充当することができる
	—	—
宮崎県	○	・ 朝食代、夕食代（アルコール飲料を除く。上限2,000円）ともに充当できる。
	○	・ 公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との一体性がある場合に限り充当できる。（飲酒を伴う会合は充当できない。）
	○	・ 政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できる。
	—	—

## 都道府県議会における政務活動費の飲食への支出状況

(平成29年4月1日現在)

都道府県名	飲食経費への充当の可否		
		宿泊に伴う食事代 (朝食・夕食代)	主な内容・制限
		会議・会合等の開催に 伴う飲食経費	
		飲食を伴う会合等に 参加するための会費	
その他			
熊本県	×	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
鹿児島県	○	○	・ 宿泊費の上限額（1泊あたり県内11,800円、県外(甲地方)13,100円、県外(乙地方)11,800円）の範囲内で領収書等により実費の支出が可能。
		○	・ 研修会等に付随する（連続する）懇談会等の会費については、会費の額が明確に定められ、金額が社会通念上妥当と考えられる範囲に限る。
		○	・ 意見交換会等各種会議へ議員として出席する経費については、政務活動の趣旨に適合した場合のみ充当できる。（県政に関する各種会合、式典とし、飲食、会食を主目的とする会合は除く。）
		—	—
沖縄県	×	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
計	41 ※1	35	—
		34	—
		34	—
		0	—

※1 飲食経費への充当そのものを認めていないのは、6自治体。（全都道府県数（47）から、充当を認めている41自治体を控除した数）

※2 充当の可否（○、×）については、各自治体の回答をそのまま転記しており、同様の内容・制限と思われるものであっても可否の判断が自治体により異なることがある。